（$\alpha+\beta$）｝に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　第10条第18項の算式の符号Ｂの算式の符号b_iの数

C　第10条第18項の算式の符号Ｃの算式の符号c_iの数

D　第10条第18項の算式の符号Ｄの算式の符号d_iの数

E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数

F　第10条第18項の算式の符号Ｄの算式の符号d_2の数

α　当該市町村の地域手当の級地につき附則別表第12の９（１）に定める率

β　当該市町村の第14条第１号に定める地域区分につき附則別表第12の９（２）に定める率

７　第三項の規定に基づいて行う都道府県の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十⑴に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱに用いる密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・六六二を控除した数に一を加えた率とする。

８　第三項の規定に基づいて行う市町村の密度補正Ⅰに用いる密度補正Ⅰ係数は、人口密度に附則別表第十二の十⑵に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率（当該率が一・三八八を超えるときは、一・三八八とする。）とし、密度補正Ⅱに用いる市町村の密度補正Ⅱ係数は、測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

９　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市並びにその他の市町村の区域に係る人口に附則別表第十二の七に定めるそれぞれの率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

10　第三項の規定に基づいて行う都道府県の普通態容補正Ⅱに用いる普通態容補正Ⅱ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき附則別表第十二の十一⑴に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

11　第三項の規定に基づいて行う市町村の普通態容補正Ⅰに用いる普通態容補正Ⅰ係数は、法令に基づく行政権能等の差による地域区分に応じ、指定都市にあつては一・〇八二、児童相談所設置中核市にあつては一・〇七三、その他の中核市にあつては一・〇六一、施行時特例市（地域保健法施行令第一条に定める市に限る。）にあつては一・〇五四、施行時特例市（地域保健法施行令